

令和 3 年 5 月 31 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12186

研究課題名（和文）現代現象学の方法論的基礎に関する歴史的・体系的研究

研究課題名（英文）Methodological Foundations of Contemporary Phenomenology. From Historical and Systematic Perspectives

研究代表者

植村 玄輝 (UEMURA, Genki)

岡山大学・社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：40727864

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究では、現代現象学（現象学的アプローチによる現代哲学研究）の方法論的基礎について、古典的現象学を参照先とした歴史的研究と、現代のいわゆる分析哲学を参照先とした体系的研究を行った。主に（1）知覚の哲学、（2）行為論、そして（3）社会存在論（とりわけ共同行為論）に話題を絞ること、本研究は、それぞれ（1'）ロマン・インガルデンの知覚論では現象学的方法が限定的に用いられていること、（2'）行為のフッサールの現象学において理由の概念が重要な役割を果たしうること、（3'）ゲルダ・ヴァルターの共同体論を手がかりとして、初期現象学の枠組み内での共同行為の現象学的分析を再構成できることをあきらかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果としてまず挙げられるのは、古典的現象学（フッサールおよび初期現象学）が残したさまざまな現象学的分析とその背後で働いていた方法論がいまなお有効であることを示した点である。また、こうした議論を行う際に個別のトピックに話題を絞り込んだことによって、本研究は、古典的現象学の意義をなるべく具体的になかたちで明確化している。これらに加えて、本研究における基礎作業のひとつである古典的現象学の文献研究は、フッサールや初期の現象学者たちの立場の歴史的再構成としての価値も持つ。初期現象学がいまだに研究の手薄な領域であることに鑑みると、こうした成果もまた特筆に値するように思われる。

研究成果の概要（英文）：The present study aims at clarifying the methodological foundations of contemporary phenomenology (a study of contemporary philosophy through a phenomenological approach), both through historical studies with reference to classical phenomenology and through systematic studies with reference to so-called contemporary analytic philosophy. Focusing on (1) the philosophy of perception, (2) the theory of action, and (3) the social ontology (especially the theory of joint action), this study has shown, respectively, (1') that Ingarden's theory of perception appeals phenomenological methods only to a limited extent, (2') that the notion of reasons can play a significant role in a Husserl-inspired phenomenological analysis of action, and (3') that Gerda Walther's account of community gives us a clue to a phenomenological analysis of joint actions in the framework shared by early phenomenologists.

研究分野：哲学

キーワード：現象学 現代哲学 知覚 行為 社会存在論 哲学方法論 フッサール 初期現象学

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景にあったのは、現象学的なアプローチによる現代哲学研究(現代現象学)をめぐる方法論上の問題である。現代現象学はさしあたり「経験の観点からはじめる哲学」と特徴づけることができる。だが、ここでの経験をさらに「一人称的で個別的なもの」と特徴づけるならば、現代現象学の方法について、以下のような疑問が出てくることが予想される。「現象学が出发点とする経験が個別的なものであるならば、経験を出发点として私たちがたどりつく結論もまた個別的なものであるように思われる。ところで、哲学の問題の多くは、きわめて一般性の高い仕方ですてられ、それゆえ、一般性の高い回答を求めるものであるような思われる。すると、個別的な経験から出発する現象学的なアプローチでは、哲学の問題に十分なかたちで回答を与えることはできないのではないだろうか」。以上のようにまとめることができる疑念に対して、現象学的なアプローチをとる哲学者たちは、現象学の分析対象があくまでも経験の一般的な構造であることを指摘して応答してきた。しかしこの応答は、一人称的で個別的な経験からその一般的な構造をどのように析出するのかという疑念に十分に答えるものではない。また、現象学的分析の一般性を強調することは、現象学がその一方でさまざまな経験を持つ個別性に着目してきたということと緊張関係にある。もし現象学がもっぱら経験の一般的な構造を論じるのだとすると、個別の経験の個性性は、せいぜいのところ、一般的な探究のための任意の出发点であるか、あるいは一般的な主張を分かりやすくするための具体例でしかないということになるからである。

2. 研究の目的

上述のような背景のもとで、本研究は、現代現象学の方法論的な基礎をあらためて検討することを目的としていた。より具体的には、個別的な経験への着目と経験の一般的な構造の分析という現象学的哲学がどのように両立しうるのかを、社会哲学への現象学的アプローチに着目して明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究は古典的現象学に関する歴史的な研究と、現象学の方法論に関するより体系的な研究というふたつの方法の協同で進められた。歴史的な研究としては、現象学の創始者とされるエドムント・フッサールの現象学的観念論とこの枠組みに基づく社会哲学を取り上げた。これは、現象学的観念論をフッサールが論じる文脈において個別的な経験への着目と経験の一般的な構造の分析というふたつの要素が重要な役割を果たすという事情による。また、研究遂行開始後に発覚した事情(後述参照)により、初期の現象学派についても立ち入った歴史的研究を行った。体系的な研究としては、こうした歴史的な研究によってあらかじめされた方法論上の立場がどれくらい有効なのかを検討した。

4. 研究成果

本研究の最大の成果は、フッサールの現象学的観念論およびこの枠組みにおける社会哲学の内実を明らかにするためには、当初予定されたものよりも規模の大きな歴史的研究が必要になるという点を明らかにしたことにある。こうした事情ゆえに、本研究は、当初計画されていた3年の計画を2年次で切り上げることになった。また、同様の事情から、2年次までの研究についても、当初計画されていたものとは若干異なる内容にならざるを得なかった。具体的には、現象学的方法論について、フッサールの現象学的観念論の研究結果だけを下敷きにして議論するための準備が計画年次内には間に合わないと判断して、初期現象学に関する研究も補助的に用いるという方針に転換した。またそれにともなって、社会哲学だけでなく、知覚論や行為論といった広範なテーマを事例として取り上げることにした。これらの変更によって得られた成果は、以下の通りである。

(1) ロマン・インガルデンの現象学的知覚論がどのような意味で現象学的であるのかを明らかにした。インガルデンの立場によれば、知覚経験は非志向的な感覚的側面と非感覚的な志向的側面からなり、後者が成り立つのは、当該の知覚経験の純粹志向の対象に特殊な仕方ですてられる性質が実在的な世界に投影されることによるとされる。インガルデンのこうした立場は、知覚経験が持つ多様な一人称的な特徴をすべて受け入れ、それらを他の性質に還元することなく説明しようとする点で、すぐれて現象学的であるといえる。しかし、インガルデンの立場は、知覚経験の特徴の非還元的な説明のために、純粹志向の対象という特殊な身分の存在者と、それが性質を特殊な仕方ですてられるという特殊な存在論的關係を導入することになる。インガルデン自身はこうした存在論的決定に現象学的な根拠を与えることが可能であると考えていたが、本研究は、それが実際には困難であることを示した。したがって本研究の成果にもとづけば、インガルデンの知覚論は、現象学的な根拠だけでなく、理論としての簡潔さといったその他の要件をも考慮に入れて評価されるべきものであることになる。その場合、インガルデンの知覚論の是非は、純粹志向の対象が役割を果たすその他の理論(たとえばフィクション論や問いの現象学的分

析)のもっともさをも踏まえて論じられなければならない。

(2) 行為の現象学において「理由」に着目するアプローチが有効であることを明らかにした。私たちは行為についてふたつの見方をしている。第一の見方は、行為をすでに完了したもの(あるいは未来の時点で完了したもの)として扱うものである。第二の見方は、行為をまさに現在に進行している(あるいは過去に進行していた/未来に進行するであろう)ものとして扱うものである。これらふたつのうち、行為の現象学的分析にふさわしいのは、第二の見方で捉えられた行為であるように思われる。というのも、このように捉えられた行為が経験としての側面を持つためである。しかしながら、進行中の行為が持つ経験としての特徴を現象学的に分析することには、独自の困難が伴う。多くの場合、私たちは行為を行っているときにその行為に没頭している。その場合私たちは、自分の「行為すること」そのものには注意を払っていない。そしてまさに進行中の行為に注意を払うためには、その行為を中断することを余儀なくされる。こうした事情ゆえに、進行中の行為が持つ特徴について、行為者としての私たちの一人称的な観点からそれを捉えて分析することは、不可能でないにしても、実行困難であるように思われる。こうした問題に対処するためには、理由概念を用いた分析が有効である。一般的に言って、ある行為を開始することは、その行為が未来に完了することについての信念に、ある特定の(阻却可能な)理由を与える。そのため、ある時点で開始された進行中の行為はどれも、その行為が完了することを何らかの内容として持っていると考えることができる(そうでないかぎり、その行為が特定の信念だけに理由を与えるということが説明できない)。すると、進行中の行為の経験がその主体にどのような与えるのかを明らかにすることによって、当該の経験がどのような内容を持つかが突き止められるためである。こうした考察方法は、行為の経験が与える理由がその主体にとってどのようなものなのかを扱うかぎり、現象学的なもののみならずすることができる。

(3) 現象学的な社会哲学として、ゲルダ・ヴァルターの共同体論を手がかりとした共同行為論の可能性を素描した。ヴァルターは1923年の論考「社会的共同体の存在論について」において、ある共同体の成員全員が同一の目的を共有して行う「総体行為」について、ごく簡潔な分析を残している。この分析によれば、ある共同体の成員全員が総体行為に従事していることは、(1) それらの成員の全員がある何からの志向的对象を共有し、その志向的对象に動機づけられている、(2) に際してそれらの成員全員が協調関係にある、というふたつの条件の両方をみたすときであり、そのときに限られる。ヴァルターはこうした分析をこれ以上くわしく説明しないのだが、ふたつの条件のうち(1)については、ヴァルターと同時代の初期の現象学者の議論を参照することで、より洗練された定式化が可能になる。まず、志向的对象による動機づけについては、行為の理由を心的体験ではなくその対象にもとめたプフェンダーと、プフェンダーの立場の改良版でもあるシュタインの議論を参照することで、その内実をより明確にすることができる。そして志向的对象の共有については、文学作品やその登場人物を純粋志向的对象とみなすインガルデンの虚構論を援用することによって、さしあたり十全な説明を与えることができる。以上のような一般的な枠組みは、大規模な共同行為がその行為に携わる個々人にとってどのように体験されるのかに関する理論の出発点としてより詳細に展開されることが期待できるものである。

s

(4) 尾高朝雄の「ノモス主権論」の現象学的側面を明らかにした。尾高のノモス主権論はこれまでおもに法哲学や憲法学の枠組み内で論じられてきた。これに対して本研究は、この立場の背景には1930年以来の尾高の現象学的な社会哲学の構想があり、この構想を踏まえることによって尾高の言い分がより鮮明になることを明らかにした。尾高は1932年のドイツ語著作『社会団体論の基礎づけ』以来、国家に代表される社会団体を、その成員たちの社会的行為に存在論的に依存したものとして捉えてきた。こうした発想は1942年の日本語著作『実定法秩序論』でも引き続き重要な役割を果たしている。同書によれば、実定法の実効性は、それを備えた社会団体の成員が法の目的に適ったしかたで当該の法規範に服することによって成り立つのである。ただしここで法の目的は、経済的・政治的・宗教的等々の目的に解消されない、「それらの多様な目的を調和させよ」という二階の目的とされる。またこうした二階の目的は、あくまでも多様な一階の目的の多用を通じてひとつにとどまるものとして特徴づけられる。尾高自身は『実定法秩序論』で明言しないものの、こうした一連の発想が尾高が踏襲するフッサールの超越論的現象学の枠組みのなかに位置づけることが可能である。ところで『実定法秩序論』における法の目的ないし法の理念とは、戦後の尾高が宮沢義俊との論争において「ノモス」と呼んだものにほかならない。そのため、尾高のノモス主権論は、フッサール現象学を理論的な基礎とした尾高の法哲学・社会哲学を理論的な背景として持つものであることになる。またこうした解釈によって、文部省が作成した教科書『民主主義』(1948年)に尾高(無記名で)執筆した議論を、民主主義の現象学のスケッチとして読み直す可能性を開くものでもある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 植村玄輝 | 4. 巻 46 |
| 2. 論文標題 志向的経験としての行為：フッサールの観点から | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 哲学の探求 | 6. 最初と最後の頁 21-52 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 植村玄輝 | 4. 巻 34 |
| 2. 論文標題 初期現象学と共同行為論の接点：期待していいこと、しないほうがいいこと、泥臭い仕事を厭わない人のための今後の課題 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 現象学年報 | 6. 最初と最後の頁 27-37 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 植村玄輝 | 4. 巻 16 |
| 2. 論文標題 現代現象学は何をする（べきな）のか：荒畑・戸田山・鈴木への応答 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 フッサール研究 | 6. 最初と最後の頁 105-134 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 植村玄輝 | 4. 巻 16 |
| 2. 論文標題 命題・事態・志向性：『真理・存在・意識』への疑問と批判に答える | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 フッサール研究 | 6. 最初と最後の頁 228-270 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 4件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 Genki Uemura |
| 2. 発表標題 Hedwig Conrad-Martius' Phenomenological Argument for Realism |
| 3. 学会等名 The 17th Annual Meeting of the Nordic Society for Phenomenology (国際学会) |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Genki Uemura |
| 2. 発表標題 Hedwig Conrad-Martius' Phenomenological Argument for Realism |
| 3. 学会等名 A Workshop with Jocelyn Benoist, Keio University (招待講演) (国際学会) |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 Genki Uemura |
| 2. 発表標題 Hedwig Conrad-Martius' Phenomenological Argument for Realism |
| 3. 学会等名 The Fourth Conference of the East Asian Network for Phenomenology (招待講演) (国際学会) |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Genki Uemura |
| 2. 発表標題 Getting to Grips with Skillful Coping |
| 3. 学会等名 Absorption in Schizophrenia, Music and Mystical Experience (招待講演) (国際学会) |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 植村玄輝 |
| 2. 発表標題 フッサール『現象学の限界諸問題』第1部および第3部（の一部）について |
| 3. 学会等名 フッサール研究会特別企画「フッサールの新資料を読む（9）：『現象学の限界諸問題』」 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 Genki Uemura |
| 2. 発表標題 What Does it Mean that Social Acts are Addressed to Others? |
| 3. 学会等名 Setouchi Philosophy Forum "Bridging Analytic and Phenomenological Approaches" |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|-------------------------------|
| 1. 発表者名 植村玄輝 |
| 2. 発表標題 志向的経験としての行為 |
| 3. 学会等名 哲学若手研究者フォーラム（招待講演） |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 植村玄輝 |
| 2. 発表標題 意識の内在と世界の超越：『イデーニ I』第2篇でどうやって観念論を論証したのか |
| 3. 学会等名 瀬戸内哲学研究会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 植村玄輝 |
| 2. 発表標題 フッサールと意識の絶対性：『イデーン I』第2篇の場合 |
| 3. 学会等名 岡山大学哲学倫理学会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|----------------------------------|
| 1. 発表者名 植村玄輝 |
| 2. 発表標題 フッサール『判断論：1905年講義』を読む |
| 3. 学会等名 フッサール研究会 |
| 4. 発表年 2019年 |

〔図書〕 計5件

| | |
|---|------------------------------|
| 1. 著者名 Taguchi, Shigeru, Altobrando, Andrea | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 Springer | 5. 総ページ数 262+XI (131-145) |
| 3. 書名 Tetsugaku Companion to Phenomenology and Japanese Philosophy | |

| | |
|--|------------------------------|
| 1. 著者名 de Warren, Nicolas, Taguchi, Shigeru | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 Springer | 5. 総ページ数 184+XV (139-162) |
| 3. 書名 New Phenomenological Studies in Japan | |

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 Thomas Szanto, Hilge Landweer | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 Routledge | 5. 総ページ数 620 (63-71) |
| 3. 書名 The Routledge Handbook of Phenomenology of Emotion | |

| | |
|---|--------------------|
| 1. 著者名 Antonio Cimino and Cees Leijenhorst | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 Brill | 5. 総ページ数 10+204 |
| 3. 書名 Phenomenology and Experience | |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 Antonio Calcagno | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 Springer | 5. 総ページ数 12+171 |
| 3. 書名 Gerda Walther 's Phenomenology of Sociality, Psychology, and Religion | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|